

大成火災破綻に関する取締役の任務懈怠責任

京都産業大学法学部 吉澤卓哉

1. 本報告の目的

大成火災海上保険株式会社が経営破綻したのは2001年11月であるが、その破綻原因は、30年弱に亘って行っていた特定の海外再保険取引にあると言われている。本報告は、この海外再保険取引が破綻原因になったことを前提として、大成火災取締役の任務懈怠責任の有無を検討するものである。

2. 海外再保険取引の仕組みと取引実態

(1) 再保険プール

再保険プールとは、複数の保険会社がプール・メンバーとなり、共同して再保険の引受を行い、その損益をプール・メンバーで分配する仕組みのことである。

(2) マネジング・エージェント

再保険プールのマネジング・エージェント：米国所在のFR社（Fortress Re）

(3) マネジメント契約と裁量権行使

①再保険の引受、②再出再の手配、③調査権

(4) 報酬体系

3. FR再保険プール破綻の原因

FR再保険プールを通じた海外再保険取引によって大成火災に発生した損害の大半は、FR社関係者の不誠実行為（詐欺行為等。特に、カロライナ再保険への再出再を利用した詐欺行為等）によるものだったと推測される¹。そこで、以下では、FR社関係者の詐欺行為等に焦点を絞って、大成火災役員の任務懈怠責任を検討する。

4. 米国税務訴訟判決後における取締役の任務懈怠責任

(1) 任務懈怠責任の有無の検討対象となる役員

¹ 以上については拙稿「大成火災破綻前史—破綻への途から外れる機会はなかったのか—」保険学雑誌627号（2014年）参照。

(2) 具体的な作為義務違反

会社外部者への委任行為について、取締役の監視・監督に関する任務懈怠責任が追及された裁判例：見当たらない。

→従業員の不正行為について、取締役の監視・監督責任に関する裁判例を概観する。

(3) 「保険会社の取締役に期待される注意義務の水準」

① 融資について、銀行取締役に期待される注意義務の水準

判例：最判平成20年1月28日・判時1997号148頁（拓銀カブトデコム事件）、最決平成21年11月9日・刑集63巻9号1117頁（拓銀特別背任事件）

学説には様々な考え方があるものの、銀行の融資判断に関しては、抽象的な通常の「企業人」である取締役の注意義務ではなくて、銀行の取締役としての注意義務に反したか否かを問う点では共通している。

② 保険引受について、保険会社取締役に期待される注意義務の水準は？

ただし、本件においては、大成火災自身が保険引受判断を行っていないので、保険引受判断を委託した委託先に対する、委託者たる保険会社の監視・監督として、適切だったかどうか問われる。

→以下では、大成火災の両取締役が、「保険会社の取締役に一般的に期待される水準」に照らして、再保険プールマネジング・エージェントたるFR社の関係者による不誠実行為（詐欺行為等）等を疑うべき具体的な事情が存在したか否かを検討する。

5. マネジング・エージェントによる不誠実行為等の現実的危険性

- (1) 米国におけるマネジング・エージェントの不誠実行為や善管注意義務違反
- (2) 英国におけるマネジング・エージェント等の不誠実行為や善管注意義務違反
- (3) マネジング・エージェントに対する監視・監督義務

6. FR再保険プールの保険成績

- (1) 好調な保険成績の継続
- (2) FR再保険プール破綻の徴候

7. 結論